

最新判決情報

2024 年

[3 月裁判所 HP 公開分]

●Tibet Tiger 事件

知財高裁 令和 6 年 2 月 28 日		
令和 5(行ケ)10116 審決取消請求事件		
当事者	原告:X 被告:特許庁長官	判決要旨: ウェブサイト等の情報によれば、チベット民族などにより手織りされているじゅうたんは「チベットじゅうたん」と称されていること、トラの形状を模した「チベットじゅうたん」は、「Tibetan Tiger(Rug)」「チベタンタイガー(ラグ)」「チベットタイガー(カーペット)」などと称され多数販売されていることなどを理由に、本願商標を指定商品中トラの図柄又はトラの形状のチベットじゅうたん、チベット製ラグ等を使用した場合は、単に商品の産地又は販売地であるチベットあるいはトラの図柄又は形状といった品質を表示したものと理解させるにとどまると判断された。また、それ以外の商品については、品質の誤認を生じさせるおそれがあるとされた。 使用による識別力の獲得(3条2項)も認められなかった。
対象商標	本願商標 「Tibet Tiger」(標準文字) 第 27 類「じゅうたん」他	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号・4 条 1 項 16 号)	

●田中箸店事件

知財高裁 令和 6 年 3 月 11 日		
令和 5(行ケ)10111 審決取消請求事件		
当事者	原告:(株)田中箸店 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願商標は、「田中」の氏又は当該氏を含む商号を有する法人等が経営主体である箸を取り扱う店ほどの意味を有する「田中箸店」というありふれた名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標で、本願商標の指定商品(第 21 類)には「箸」が含まれることも考慮すれば、自他商品の識別力を有しないと判断された。 また、本願商標が販売実績等により需要者に広く認識され出所識別力を取得したなどの特段の事情も認められないとされた。
対象商標	本願商標 「田中箸店」(標準文字) 第 8 類「スプーン、フォーク及び洋食ナイフ」 第 21 類「台所用品(「ガス湯沸かし器・加熱器・調理台・流し台」を除く。)」	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 6 号)	

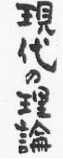
●Acnes Labo/アクネスラボ事件

知財高裁 令和 6 年 2 月 27 日		
令和 5(行ケ)10108 審決取消請求事件		
当事者	原告：(株)アクネスラボ 被告：ロート製薬(株)	判決要旨： 本件指定商品中、第 5 類「サプリメント」が商標法 4 条 1 項 10 号に該当するとの原告の主張に対しては、原告の使用商標が用いられている商品「化粧品」は「サプリメント」に類似しないとして、同様に同 15 号に該当するとの主張に対しては、使用商標がアクネ対応に関心のある需要者以外の一般消費者に広く認識されていたと認めるに足る証拠はないなどとして、また同 8 号に該当するとの主張に対しては、「アクネスラボ」が原告の名称の略称であることが広く認識されていたと認めるに足る証拠はないなどとして、さらに同 11 号に該当するとの主張に対しては、前記商品はそれぞれ類似しないとして、本件商標はいずれの規定にも該当しないと判断された。 本件商標が同 3 条 1 項柱書に該当するとの主張に対しても、将来において自己の業務に係る商品又は役務に使用する意思のある商標と認められるとして、同号には該当しないと判断された。
対象商標	本件商標 Acnes Labo アクネスラボ 第 3,5,44 類 使用商標 「アクネスラボ」 「ACNES LABO」	
結論	商品非類似・混同しない (商標法 4 条 1 項 10 号・15 号等)	コメント： 特許庁の無効審判において、本件商標の指定商品中第 3 類「化粧品」については 4 条 1 項 10 号に該当するとして無効審決がなされたところ、本件はそれ以外の判断の取消が求められた訴訟である。

●十字図形事件

東京地裁 令和 6 年 1 月 26 日		
令和 4(ワ)70028 商標権侵害差止等請求事件		
当事者	原告：ウヰンガー エス アー 被告：TRAVELPLUS INTERNATIONAL(株)	判決要旨： 原告商標と被告標章との間には、十字の形状や色彩等において多くの相違点が存在し、原告商標は四角形に囲まれた十字から成る比較的単純な構成の商標で、取引者及び需要者もその相違点を看取りやすいことも踏まえると、両者はその外観からして取引者及び需要者に異なる印象を与えるとされた(観念・称呼は同一)。 また、通常のインターネットショッピングでは購入に至るまで複数のステップがあり、その都度被告商品の写真とともに付された「SWISSWIN」というブランド名やロゴ(被告商標 1・2)を確認できることにも照らすと、需要者としてはブランド名等を確認した上で商品の購入に至るものといえ、原告商標と被告標章に共通点があったとしても、それだけで需要者が商品の出所を誤認混同するとは認められないとされた。 結果、原告商標と被告標章は類似するとは認められないと判断された。
対象商標	原告商標  被告標章  被告商標 1. 「SWISSWIN」(標準文字) 2. 	
結論	非侵害(商標法 37 条 1 号等)	コメント： 異なる被告標章に係る同じ当事者間の事件(本コンテンツ 2023 年 6 月掲載分)では、逆の結論となっている。



●現代の理論控訴事件

知財高裁 令和6年3月6日		
令和5(ネ)10091 商標権侵害行為差止等請求控訴事件		
当事者	控訴人兼被控訴人:X 被控訴人兼控訴人:特定非営利活動法人 NPO 現代の理論・社会フォーラム、(株)同時代社	判決要旨: 本件各商標及び被告各標章はそれぞれ類似し、被告各標章を印刷物に付して使用する行為は本件各商標権の指定商品又はこれに類似する商品についての使用といえることができるとされた。 商標登録無効の抗弁(4条1項19号違反等)、先使用の抗弁、権利濫用の抗弁は認められなかった。
対象商標	本件各商標 1.現代の理論(標準文字) 第9類「電子印刷物」 2.現代の理論(標準文字) 第16類「印刷物」 被告各標章 1. 現代の理論 2. 	コメント 雑誌の題号に関する争いで、本コンテンツ2023年10月分掲載事件の控訴審判決である。 損害賠償請求の拡張が一部認められている。
結論	侵害(商標法37条1号等)	

●本體九鬼神流棒術控訴事件

知財高裁 令和6年3月7日		
令和5(ネ)10085,10098 損害賠償請求控訴事件、同附帯控訴事件		
当事者	控訴人兼附帯被控訴人:X 被控訴人兼附帯控訴人:(株)ビーン・イー・ビー・ジャパン	判決要旨: DVD や雑誌に表示された被告標章は、収録されている対象に関する説明をするもので、商標的使用にあたらぬとの判断が維持された。
対象商標	(原告商標) 1. 本體九鬼神流棒術 ほか (被告標章) 1. 九鬼神流 ほか	コメント 本コンテンツ2023年11月分掲載事件の控訴審判決である。 出版契約に基づく請求認容額は減額された。
結論	非侵害(商標法38条1項等) 出版契約に基づく請求一部認容	

●いつでもどこでも簡単トイレ事件

大阪地裁 令和 6 年 3 月 18 日		
令和 5(ワ)893 不正競争行為差止等請求事件		
当事者	原告：(株)ファンデクセル 被告：P1, (株)コゾノ企画	判決要旨： 被告商標の「いつでも」「どこでも」「簡単」「トイレ」の文字部分は、商品の使用時期、提供の場所、使用の方法又は効能を表示するものにすぎず、原告標章との類否判断にあたっては、赤ちゃん様の絵柄を抽出して対比することが相当であるとされた結果、両者は類似しないと判断された。その上で、被告は EC サイト (Amazon) の運営者に対し、原告各標章を使用することは被告商標権を侵害する旨を告知又は流布してはならないとされた。
対象 商標	原告標章 1. Qbit いつでも簡単トイレ 2.  他全 15 件 被告商標  第 1 類「化学剤」他 第 21 類「携帯用簡易トイレ」他	コメント 原告標章は他にも、「いつでも」「簡単」「トイレ」の文字のみ(「Qbit」や図形なし)よりなるものがあったが、これらは出所識別機能を有していないとして、被告商標権の効力が及ばないとされた(26 条 1 項 2 号)。 また、原告の損害賠償請求も一部(713 万円余り)認められた。
結論	虚偽の事実の告知(不競法 2 条 1 項 21 号)	